



繁栄を築く未来の礎

やらまいか

平成 30 年 6 月号 VOL 093

経済産業省認定経営革新等支援機関

丸野税理士事務所

税理士 丸野 由照

税理士 丸野 智男

〒430-0906 浜松市中区住吉二丁目 14 番 24 号

TEL:053-472-2204 (代表) / FAX:053-472-5170

メールアドレス:maruno-kaikei@maruno.com

HPIはこちらで→

税理士 丸野 |

検索



小規模企業共済とは、中小企業の役員や個人事業主が退職や廃業した後の生活資金の準備を目的とする共済制度です。月々の掛金は 1,000～70,000 円までの範囲で設定可能で、加入後も増額・減額が出来ます。最大のメリットは、掛金全額が所得控除(最大で年間 84 万円)出来る事です。共済金は退職・廃業時に受取可能で、一括受取の場合は、退職所得扱いとなり、分割受取の場合は、公的年金の雑所得扱いとなり、いずれも税制面でメリットがあります。ただし、掛金納付月数が 240 ヶ月未満の場合は元本割れになるリスクがあり、加入の際は十分に検討する必要があります。

痛快! えだまめ君

画:ほりひろみ



知って! 「税務のママ知識」

【酒税法の改正でビールが変わる! ?】

昔の酒造税は、例外期間を除くと 1899 年から 30 年以上にもわたり税収第 1 位でした。また国税収入の約 40% を占めたこともあります。酒造税は 1953 年から現行の酒税になり、近年は国税収入全体の約 2% へと減少しています。その酒税の改正が平成 30 年 4 月 1 日にありました。これまでは似かような酒類間の税率に格差があり、これが商品開発や販売数量に影響していました。そこで酒類間の税負担の公平性を回復するなどの目的から改革がはじまったのです。改正の内容は、ビール系飲料が 10 年をかけて、また日本酒などの醸造酒類は 5 年をかけて税率が統一されます。品目でみるとビールは減税、発泡酒や第三のビールは増税、日本酒は減税、チューハイやワインは増税となります。またビールの定義も改正されました。麦芽比率 67% 以上が 50% 以上に、使える副原料が麦・米・



とうもろこし等だったものに、果実や一定の香味料(麦芽の 5% 以内)が追加されました。これまで麦芽比率でビールの基準を満たしていても、副原料にハーブなどを使うクラフトビールの表示は「発泡酒」でした(税率はビールと同じ)。しかし、今回の改正で多くのクラフトビールが酒税法上「ビール」と表示できるようになりました。これにより今後は商品開発が加速して、個性を売りにするビールが増えるかもしれません。

365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント : 【非常識から学べ】

観光庁によれば平成29年の訪日客消費額は初の4兆円超えで、過去最高を更新しました。外国人をターゲットにしたインバウンドビジネスは今後も伸びていくことが予想され、貴社の商売でも外国人と接する機会が今まで以上に増えるかもしれません。外国人が相手だと真っ先に言葉の壁を心配する人が多いようですが、言葉以上に悩ましいのは常識の違いでしょう。小売業を営むA氏は身をもってそれを実感したばかりです。



A氏が取引先を招いてホームパーティーを開いたときのこと。表向きはざっくばらんな懇親会でしたが、実は新規の取引先であるブラジル人のS氏のサプライズパーティーでもありました。S氏には「午後1時に来てね」と伝えておき、他の人たちは先に集まってS氏を歓迎しようという計画でした。ところがS氏は30分も遅れて来たのです。しかも悪びれた様子はまったくありません。A氏は思わず感情的になって、約束に遅れて来たS氏を非常識だと責めました。しかしS氏は

相手が何に腹を立てているのかまったく理解できず、しばらく面食らっていたそうです。ブラジルでは、内輪のパーティーに呼ばれたら始まるの時間より30分ほど遅れて行くのがマナーだったのです。

それは、相手が急いで用意をしなくても済むようにという心遣いでもあり、1時間くらい遅れて行く人も少なくないのだとか。つまりS氏は遅れてしまったのではなく、マナーとしてあえて遅れて来たのでした。約束の時間を守るのが当たり前だという日本と、遅れて行くのが当たり前だというブラジル。後日、その事実を知ったA氏は「当たり前」が違う同士でお互いを非常識だと非難するのは、それこそ非常識というものだったと深く反省したそうです。

国が違えば常識も違う。国が同じでも人の数だけ常識がある。分かっているつもりでも、つい自分の常識が万国共通だと思ってしまうことがあります。時に常識を疑うことも必要だろう。これがA氏にとっての商売の新常識となったようです。



今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード : 【GDPR (General Data Protection Regulation)】

欧州連合 (EU) が、個人情報の保護を目的に定めた新規則のこと。2018年5月から適用が開始された。日本語では「一般データ保護規則」という。EU域内で取得したメールアドレスやクレジットカード番号などの個人情報をEU域外へ移転することを原則禁止しており、移転する場合はEUが定めたルールに従う必要がある。日本企業もEUで従業員を現地採用した際などに影響がある。違反した場合、高額の制裁金が課される。

トレンドを斬る!

人工知能を搭載し、音声操作のアシスタント機能を有するAIスピーカーの勢いが止まりません。最初に登場したアマゾンの

「エコー」は音楽の再生や検索した情報の読み上げの他、音声による注文機能も備えています。家電製品や各種センサーとの連携により、自宅全体を音声でコントロールする機能にも期待できます。従来の「指」で操作するスマートフォンから「声」で操作できるAIスピーカー市場にはグーグルも参戦し、次世代に向けた新たな攻防の幕開けです。

